

13 契約不適合責任

答案構成ノート

(問 1)

1 問題提起

- ・ AB 間の売買契約成立→A の B に対する甲自動車の引渡債権
- ・ 引き渡された甲自動車にブレーキの故障あり→追完請求は可能か

2 追完請求の要件

①引き渡された目的物の品質に関する契約不適合→○

- ・ 売買契約の解釈→ブレーキに故障がない甲自動車を引き渡すことが契約内容
- ・ 引き渡された甲自動車にブレーキの故障あり = 契約不適合

②追完不能→×

③買主の帰責事由による契約不適合→×

④期間制限→×

3 追完請求の効果

- ・ 目的物の修補による履行の追完

4 結論

(問 2)

1 問題提起

- ・ AB 間の売買契約成立→A の B に対する甲自動車の引渡債権
- ・ 引き渡された甲自動車にブレーキの故障あり→代金減額請求は可能か

2 代金減額請求の要件

①引き渡された目的物の品質に関する契約不適合→○

- ・ 売買契約の解釈→ブレーキに故障がない甲自動車を引き渡すことが契約内容
- ・ 引き渡された甲自動車にブレーキの故障あり = 契約不適合

②履行の追完の催告 + 相当の期間内の履行の追完なし→?

③買主の帰責事由による契約不適合→×

④期間制限→×

3 代金減額請求の効果

- ・ 代金減額請求権の行使→契約不適合の程度に応じて代金債権の一部消滅
→450 万円 ÷ 500 万円 = 90% 500 万円 × 90% = 450 万円

4 結論

答案例

(問 1)

1 AB 間の売買契約の成立により、A は、B に対し、甲自動車の引渡債権を取得した。しかし、B は、A に対し、ブレーキに故障がある甲自動車を引き渡している。A は、ブレーキの故障が品質に関する契約不適合にあたるとして、B に対し、甲自動車の修補による履行の追完を請求することができるか (民 562 条)。

2 追完請求の要件は、①「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである」ことである (民 562 条 1 項本文)。この契約不適合は、目的物の引渡し前に生じたものであることが必要である (民 567 条 1 項)。ただし、②追完が不能であるとき (民 412 条の 2 第 1 項)、及び、③契約不適合が買主の帰責事由によるものであるときは (民 562 条 2 項)、買主は、追完請求をすることができない。また、④種類・品質に関する契約不適合の責任を追及する場合、買主が契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、追完請求をすることができない (民 566 条本文)。

本問において、①「自家用車として使用するため」との目的で売買契約が締結されていること、ブレーキに故障があると自家用車としての利用が阻害されること、代金額がブレーキに故障がないと仮定した場合の相場価格とほぼ同額であることから、ブレーキに故障がないという品質が契約の内容となっており、引き渡された甲自動車に品質に関する契約不適合があると評価することができる。また、この品質に関する契約不適合は、甲自動車の引渡し前から存在している。②甲自動車の修補は可能であり、修補にかかる費用 50 万円も甲自動車の価値と比較して過大なものとはいえないので、契約及び取引上の社会通念に照らして修補による履行の追完が不能であるとはいえない。③甲自動車のブレーキの故障が A の帰責事由によるものであるとの事実は見出せない。④A は甲自動車の引渡しと同日にブレーキの故障について B に通知を行っている。

よって、A は、B に対し、品質に関する契約不適合を理由に履行の追完を請求することができる。

3 追完請求の要件を満たす場合、買主は、目的物の修補・代替物の引渡し・不足分の引渡しのいずれかの方法による履行の追完を請求することができる (民 562 条 1 項本文)。これに対し、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる (同項ただし書)。

本問において、A は、B に対し、目的物の修補による履行の追完を請求することができる。

4 結論

以上より、A は、B に対し、甲自動車の修補による履行の追完を請求することができる。

(問 2)

1 AB 間の売買契約の成立により、A は、B に対し、甲自動車の引渡債権を、B は、A に対し、代金債権を取得した。しかし、B は、A に対し、ブレーキに故障がある甲自動車を引き渡している。A は、ブレーキの故障が品質に関する契約不適合にあたるとして、B に対し、代金の減額を請求することができるかが問題となる（民 563 条）。本問では、履行の追完が不能であるなど履行の追完の催告を不要とする事情が存在しないので、催告による代金減額請求について検討する（同条 1 項）。

2 催告による代金減額請求の要件は、①「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである」こと、及び、②履行の追完の催告と相当期間の経過である（民 562 条 1 項本文）。この契約不適合は、目的物の引渡し前に生じたものであることが必要である（民 567 条 1 項）。ただし、③契約不適合が買主の帰責事由によるものであるときは、買主は、代金減額請求をすることができない（民 563 条 3 項）。また、④種類・品質に関する契約不適合の責任を追及する場合、買主が契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、代金減額請求をすることができない（民 566 条本文）。

本問において、①前述のとおり、引き渡された甲自動車に品質に関する契約不適合があり、その不適合は甲自動車の引渡し前に生じたものと評価することができる。③甲自動車のブレーキの故障が A の帰責事由によるものであるとの事実は見出せない。④A は甲自動車の引渡しと同日にブレーキの故障について B に通知を行っている。

よって、A が履行の追完を催告し、B が相当の期間内に履行の追完をしないときには、A は、B に対し、代金の減額を請求することができる。

3 買主が代金減額請求権を行使すると、契約不適合の程度に応じて、代金債権が一部消滅する。

AB 間の売買契約では、ブレーキに故障がない甲自動車を引き渡すこととされており、その価値は 500 万円程度であったところ、ブレーキの故障の存在により 450 万

円程度（90％）の価値を有する状態で引き渡された。したがって、代金減額請求権が行使されると、代金が 500 万円の 90％である 450 万円に減額される。

4 結論

以上より、A が B に対し、履行の追完を催告し、B が相当の期間内に履行の追完をしないとき、A は、B に対し、代金減額請求権を行使することで、代金のうち 50 万円の支払を免れることができる。